

**令和3年度  
第2回 東松山市都市計画審議会  
議案**

**諮問事項**

議案第1号 都市計画法第34条第12号に基づく既存の集落の区域指定等の変更  
について

## 目 次

### (諮問事項)

議案第1号 都市計画法第34条第12号に基づく既存の集落の区域指定等の変更 について	・・・1
---	------

# 議案第1号 都市計画法第34条第12号に基づく既存の集落の区域指定等の変更について

## 1 変更の内容

- ① 東松山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（以下、市条例）第4条第2項にて指定する都市計画法第34条第12号の区域（既存の集落）から、以下について除外します。
  - ・土砂災害警戒区域
  - ・土砂災害特別警戒区域
  - ・洪水浸水想定区域のうち3m以上のエリア
- ② 東松山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条第1項及び第5条第1項のただし書きを削除します。

## 2 変更の理由

近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえて都市計画法（以下、法）の改正（令和2年6月10日）があり、災害ハザードエリアにおける開発許可が厳格化されました。自然災害による被害が深刻化する場合は多いのは主に市街化調整区域であり、改正後の法では、市街化調整区域内で一定の基準を満たした上で住宅等の建築を認める法第34条第12号の区域に災害ハザードエリアを含まないことが明文化されました。そのため、市条例で指定する法第34条第12号の区域を変更します。

また、変更前では、条例中ただし書きにて災害ハザードエリアにおける開発行為を規制していましたが、改正後の法にてこの規制について明文化されたため、ただし書きを削除します。

## 3 今後の予定

議会全員協議会	令和	3年10月29日
市民説明会	令和	3年11月17日、20日
条例改正	令和	3年12月議会
変更時期	令和	4年4月1日

既存の集落及び災害ハザードエリア区域図

